

協議・確認

「障害者福祉事業の取扱いについて」

協議確認内容

- 1 . 国・県が定める制度で両町が実施している事業および広域で実施している事業については、新町に引き継ぐことを基本に調整する。
- 2 . 両町が独自に実施している制度や事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。

以上が協議・確認されました。

項目	秦荘町の現況	愛知川町の現況	具体的な調整内容
宅配食事サービス	<p>福祉配食サービス事業</p> <p>対象者 身体障害者、知的障害者および精神障害者で適切な食事の供与が困難と認められる者</p> <p>配食回数 1日2食(昼・夕食)以内 週3日(月・木・金)以内</p> <p>個人負担 1食325円(税込650円の1/2)</p>	<p>配食サービス事業</p> <p>対象者 身体障害者、知的障害者および精神障害者で適切な食事の供与が困難と認められる者</p> <p>配食回数 1日2食(昼・夕食)以内 週5日以内</p> <p>個人負担 1食250円(税込500円の1/2)</p>	<p>下記のとおり実施し、詳細については合併時まで調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 現行どおりとする ・配食回数 1日2食(昼・夕食)以内 週5日以内 ・個人負担 住民税非課税世帯 1食300円(税込600円の1/2) 住民税課税世帯 1食400円(税込600円の2/3)
紙おむつ助成	<p>家族介護用品(紙おむつ)支給事業</p> <p>対象者 在宅の重度心身障害者(児)で乗じおむつが必要な者</p> <p>助成方法 利用券6,000円以内/月×12枚</p>	なし	<p>下記のとおり新町に拡大し、詳細については合併時まで調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 在宅の重度心身障害児(者)で1か月の内20日以上自宅で介護している者 ・助成方法 利用券5,000円以内/月×12枚
短期入所事業	<p>身体障害者短期入所事業</p> <p>家族が不在等や休養のため居宅に介護が困難となった時施設を一時的に利用できる。</p> <p>対象者 在宅の重度身体障害者</p> <p>期間 7日以内</p> <p>委託先 「指定介護老人福祉施設やまびこ」</p>	<p>身体障害者短期入所事業</p> <p>家族が不在等や休養のため居宅に介護が困難となった時施設を一時的に利用できる。</p> <p>対象者 在宅の重度身体障害者</p> <p>期間 7日以内</p> <p>委託先 「指定介護老人福祉施設やまびこ」</p>	現行どおり新町に引き継ぐ。
就学援助補助	<p>在宅重度心身障害児(者)就学援助補助費助成</p> <p>重度の心身障害の状態にある者が就学する場合において、その送迎に要する費用の一部を助成する。</p> <p>対象者 保護者の送迎が必要な者で 身体障害者手帳1・2級の者 知的障害の程度が重度の者 身障手帳3級で知的障害中度の者 その他町長が必要と認めた者</p> <p>助成額 自家用車等による場合 基本額4,000円+自宅からステーションまでの往復距離×37円/km×通学日数 徒歩による場合 基本額4,000円 限度額10,000円</p> <p>支給期間 12か月(学期ごとに支払い)</p>	なし	<p>下記のとおり新町に拡大して実施し、詳細については合併時まで調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 現行どおりとする。 ・修学先 義務教育またはこれに準ずる学校とし、自宅からステーション(最も近距離)まで自家用車・徒歩等で送迎するものに限り、ます。 ・助成額 ステーションまでの送迎に要した費用 月額5,000円を限度 (自宅からステーションまでの往復距離(0.1km単位とし)小数第1位未満切捨)×37円/km×通学日数 ・その他 複数の対象者を同一のステーションへ送迎する場合は1人分の助成とする。 支援費制度を利用している場合は助成しない。 入院等により1か月を通して通学していない場合は助成しない。 8月は支給しない。

項目	秦荘町の現況	愛知川町の現況	具体的な調整内容
通院通所等交通費助成	<p>身体障害者（児）通院通所等交通費助成 身体障害者（児）の通院または通所等に要する交通費の助成を行う。</p> <p>対象者 障害の程度が1級に該当する者で腎臓疾患による人工透析通院通所患者 その他町長が必要と認めた者</p> <p>助成額 自家用車等による場合 自宅から病院等までの往復距離×37円/km×通院日数 公共交通機関による場合 公共交通機関に要した経費 要介護認定を受けいている者で介護者が送迎している場合は4,000円加算 月額10,000円を限度</p>	なし	<p>下記のとおり新町に拡大し、詳細については合併時まで調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 現行どおりとする。 ・助成額 通院等に要した交通費 月額5,000円を限度 (自宅から病院までの往復距離(0.1km単位とし)小数第1位未満切捨)×37円/km×通院日数 ・その他 他の制度利用者は除く。 (支援費制度、介護保険制度等による送迎)
精神障害者医療費助成	<p>精神障害者医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者(次のいずれにも該当する者) (1)町内に継続して3年以上居住している者 (2)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で、中毒性精神病者でない者 (5)精神保健法第19条の5に規定する精神病院の精神病床に1年以上継続して入院している者。ただし、再入院が3月以内の場合は継続して入院している者とみなす。 (6)生活保護法による保護を受けていない者 (7)精神保健法による措置入院者でない者 (8)その他の法律等による給付(保険診療一部負担金がある場合は除く)を受けていない者 (9)前年の町民税が非課税の者 <p>・助成要件 精神障害の治療のための入院医療費の一部負担金に対して助成</p> <p>・助成額 入院に要する医療費の一部負担金を支払った場合において、支払額から附加給付の額を控除して得た額の2分の1の額(月額5,000円を限度)</p>	なし	<p>下記のとおり新町に拡大して実施し、詳細については合併時まで調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者(次のいずれにも該当する者) (1)町内に継続して1年以上居住している者 (2)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で、中毒性精神病者でない者 (5)精神保健法第19条の5に規定する精神病院の精神病床に1年以上継続して入院している者。ただし、再入院が3月以内の場合は継続して入院している者とみなす。 (6)生活保護法による保護を受けていない者 (7)精神保健法による措置入院者でない者 (8)その他の法律等による給付(保険診療一部負担金がある場合は除く)を受けていない者 (9)前年の町民税が非課税の世帯 <p>・助成要件 精神障害の治療のための入院医療費の一部負担金に対して助成</p> <p>・助成額 入院に要する医療費の一部負担金を支払った場合において、支払額から附加給付の額を控除して得た額の2分の1の額(月額5,000円を限度)</p>

項目	秦荘町の現況	愛知川町の現況	具体的な調整内容
障害者(児)社会参加促進事業	<p>ハーティ - タクシー運賃助成 重度心身障害者(児)および高齢者等にタクシー利用券を交付し、社会参加の促進に寄与する。</p> <p>・対象者 身体障害者手帳が1・2級および3級に該当する者 療育手帳の交付を受けた者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 満65歳以上の老人世帯 その他特に町長が認めた者</p> <p>・助成額 1回の乗車につき600円 (24回/年間限度)</p>	<p>心身障害者社会参加促進助成事業 心身障害者の社会参加への促進を図るためタクシー運賃またはガソリン代を助成する。</p> <p>・対象者 身体障害者手帳1・2級所持者 療育手帳重度・最重度所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>・助成額 年間6,000円 (タクシー券 600円×10枚綴) (ガソリン券 6,000円)</p>	<p>下記のとおり実施し、詳細については合併時まで調整する。</p> <p>・事業内容 心身障害者(児)が社会参加等を行うために必要な交通費または燃料費の一部助成を行います。</p> <p>・対象者 在宅の者で、 身体障害者手帳1～3級所持者 療育手帳の交付を受けた者 精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者</p> <p>・助成方法 タクシー券・路線バス・近江鉄道券またはガソリン代償還払いのいずれかの選択方式とする。</p> <p>タクシー券 年間600円×24枚 路線バス・近江鉄道券 年間200円×72枚 ガソリン代償還払い 年間7,200円限度 (ただし、ガソリン代償還払いの対象者は身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度・最重度、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者に限る。)</p> <p>・その他 (仮称)高齢者通院支援事業および(仮称)高齢者外出支援事業とは重複できません。(年齢65歳未満の者は本事業を優先する。) 本事業の該当者で年齢65歳以上の者は、本事業または(仮称)高齢者(通院・外出)支援事業のいずれかを選択するものとする。</p>
在宅重度心身障害者 激励金	なし	<p>在宅の重度心身障害者もしくはその人を介護する者に支給</p> <p>・対象者 在宅で療育手帳重度および最重度の者かつ特別障害者手当未支給者</p> <p>・支給額 一人につき月額2,500円 年3回8・12・4月に支給</p>	<p>下記のとおり新町に拡大して実施し、詳細については合併時まで調整する。</p> <p>・支給額 月額5,000円</p> <p>・支払方法 9月、3月 年2回</p> <p>・その他 満65歳に到達し高齢者介護慰労金の対象となる者は除く。</p>